

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和3年9月10日

新宮町新型コロナウイルス感染症対策本部

8月20日に福岡県に緊急事態措置が適用され、町民や事業所の皆様には、不要不急の外出自粛や営業時間の短縮など多大なる協力をお願いして参りました。

おかげさまで福岡県の新規陽性者数はピーク時に比べて大幅に改善しています。

しかしながら、国の分科会が示す緊急措置解除の指標に照らして現段階での緊急事態措置解除は困難な状況であることから、9月30日まで緊急事態措置の期間が延長されることとなりました。

これを受け、県の対応方針を踏まえ、本町におきましても現在実施している対応方針を9月30日まで延長することといたしました。

町民及び事業者の皆様、緊急事態措置解除まであと少しです。引き続き厳しい対応をお願いすることとなりますが、どうかご自身と大切な人を守る行動をとっていただきたいと思っております。皆さまの御理解・御協力をお願い申し上げます。

1. 実施期間

9月13日（月曜日）から9月30日（木曜日）まで

2. 本町における具体的対応策

（1）県民・事業者への要請事項及び町の感染防止対策の周知徹底

- ・新型コロナウイルス対策の最新情報を町ホームページやその他の機会を利用して発信する。

（2）小中学校、幼稚園について

- ・授業・学校（園）行事等において、感染リスクの高い活動はせず、その他の教育活動については、感染防止対策及び児童・生徒等への注意喚起を徹底する。
- ・保護者が参加する行事等は、中止又は延期する。
- ・校（園）外活動は、中止又は延期する。
- ・PTA等の会議は、中止又は延期する。
- ・中学校の部活動は、公式大会を除き中止とする。
- ・上記以外の内容は、新宮町教育委員会が定めた「学校における感染症対策ガイドライン～学校の「新しい生活様式」の徹底に向けて～Ver. 7」（令和3年8月19日付）に基づき実施する。

(3) 公共施設の利用について

- ・そびあしんぐう、シーオーレ新宮、福祉センター、アクア新宮地域交流室の貸し館、及び学校施設内の体育館、グラウンド及び全ての社会体育施設の利用を停止する。(町事業で必要な場合は除く。)
- ・図書館、歴史資料館は閉館する。ただし、図書館は、インターネットで予約した本の受渡しと返却業務は実施する。
- ・町営渡船は以下の感染防止対策を実施し運行する。
 - ア) 観光客・釣り客に対する乗船自粛要請。
 - イ) 待合所・マリックス車内及び主要バス停に渡船利用自粛を促すポスター掲示。
 - ウ) 防災無線にて渡船利用自粛を周知。
 - エ) 乗船前検温(乗船前個別検温及び新宮待合所に設置した無人検温器で実施)
 - オ) マスク着用等感染防止対策のための注意喚起ポスターを掲示
 - カ) 乗船定員5割程度に抑制(臨時便は出さない)
- ・コミュニティバスは以下の感染防止対策を実施し通常運行する。
 - ア) バス内での常時換気
 - イ) 事業部内での感染防止対策の徹底
- ・相島島の駅の観光案内所・丸山食堂は閉館・休業。
- ・ひとまるの里は以下のとおり感染防止対策を実施し営業する。
 - ア) 入口での手指消毒徹底
 - イ) マスク着用
 - ウ) 入場制限等の実施
- ・沖田中央公園、人丸公園、今池公園の大型遊具は使用禁止とする。
- ・ふれあいの丘公園第2グラウンドは利用を停止する。
- ・沖田中央公園のせせらぎは流水を停止する。

(4) ゴミの収集等について

- ・分別収集は、感染防止対策を徹底し通常どおり実施する。
- ・公設分別ステーション(福岡衛生工業内に開設)は通常どおり開設する。

(5) イベント等の開催制限

- ・町が主催するイベントは原則中止又は延期とする。
- ・文化振興財団などその他の団体が実施する有料イベント及びその他の事業は原則中止又は延期を要請する。

(6) 各種相談窓口、健康診査について

- ・各種相談、保健指導、健康診査及び乳幼児健診等は感染防止対策を徹底して実施する。
- ・地域子育て支援センターは、相談業務のみ実施する。
- ・通所療育事業は、個別療育・相談業務のみ実施する。

(7) 経済対策について

- ・減収の影響が出る世帯への税・公共料金の支払い猶予などについては、これまでどおり実施するものとし、新たな施策が国から示され次第迅速に対応する。

(8) 新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮

- ・不確かな情報に基づく不当な扱いや不利益を与える、嫌がらせ、いじめ、SNS等による人権侵害の発生を防ぐため、町広報誌やホームページ等で人権に関する啓発を実施する。

(9) 役場機能の維持

- ・業務継続のための方針に基づき実施する。
- ・職員の感染防止対策を徹底する。

(10) 各行政区への要請

- ・公民館等について、緊急事態措置の対象として指定されている期間は、利用自粛の要請をする。ただし、行政区が開催することが必要と判断した場合は、感染対策の徹底をお願いする。
- ・行政区で管理されている公園や広場などで、複数人で集まったの競技（ゲートボール、グランドゴルフ、テニス等）について、緊急事態措置の対象として指定されている期間は、利用自粛の要請をする。